麻しん及び風しんに関する特定感染症予防指針の改正について

〇改正の経緯と概要

- ・ 麻しんに関する特定感染症予防指針(平成 19 年厚生労働省告示第 72 号。以下「麻しん指針」という。) 及び風しんに関する特定感染症予防指針(平成 26 年厚生労働省告示第 122 号。以下「風しん指針」という。)は、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 11 条第1項に基づき、麻しん及び風しんの発生予防及びまん延の防止等を目的に作成された。
- ・ 麻しん、風しん両指針においては、<u>少なくとも五年ごとに再検討</u>を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくこととしている。
- ・ <u>第 23 回感染症部会及び第 19 回予防接種基本方針部会</u>において、麻しん・風しんに関する小委員会 (以下「小委員会」という。)において麻しん及び風しんの予防指針の<u>改正を行うことが了承</u>された。
- 平成30年2月9日(第2回)、5月11日(第3回)、6月8日(第4回)に開催された小委員会において、 麻しん、風しん両指針の改正について審議され、改正案が了承された。

〇指針改正案の主なポイント

(1)定期の予防接種の実施率向上に向けた対策の強化

国は、都道府県を通じ、各市町村に対して、第1期及び第2期の定期接種率がそれぞれ95%以上となるように働きかけること、及び都道府県に設置されている麻しん・風しん対策会議が予防接種率の向上策について提言を行い、都道府県は当該提言を踏まえ各市町村に対して働きかける旨の記載を両指針に追加

(2)児童福祉施設等及び医療機関における対策の強化

児童福祉施設等及び医療機関の職員等のうち、特に定期の予防接種の対象となる前であり、抗体 を保有しないO歳児、免疫不全者及び妊婦等と接する機会の多い者に対し、予防接種を受けることを強 く推奨する旨の記載を両指針に追記。

(3)輸入症例への対策の強化

海外に渡航する者は、海外でり患者と接する機会があることから、本人が麻しんウイルスに感染すると、我が国に麻しんウイルスを流入させる可能性がある。また、海外からの渡航者と接する機会が多い空港職員等は、麻しんウイルスに感染する可能性が比較的高く、本人が麻しんを発症すると、我が国で感染が拡大する可能性及び海外へ流出させる可能性がある。このため、海外に渡航する者及び空港職員等に対し、麻しんの予防接種を受けることを推奨する旨の記載を両指針に追加。

(4) 風しん抗体検査から予防接種への結び付け

風しん指針において、抗体検査の結果、陰性又は判定保留の結果が出た場合に、確実に予防接種に結び付けることが重要である趣旨の記載を追加。

(5)広域感染発生時の対応の強化

国は、複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症が発生した場合に備え、都道府県等間での情報共有及び連携体制の方針を示し、技術的援助の役割を積極的に果たすとともに、各都道府県等においても都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要である旨の記載を両指針に追加。

(6)その他、必要な事項

その他所要の改正を行う。

〇検討事項

上記、麻しん、風しん両指針の改正案について、ご審議頂きたい。